日米再編に係る「訓練移転」計画に抗議し、小松基地および第6航空団の参加中止を求める申し入れ

2014年10月29日

航空自衛隊小松基地司令　南雲憲一郎殿

日本共産党石川県委員会（委員長　秋元邦宏）

日本共産党加南地区委員会（委員長　西村祐士）

「米軍来るな！市民連絡会」（代表委員　東洋子）

石川県平和委員会（事務局長　山野健治）

　来る11月7日から20日まで「米軍再編に係る三沢飛行場から小松基地への訓練移転（共同訓練）に関する訓練計画」が、また8日から19日には「日米統合訓練」計画が発表されました。これらの計画に抗議し、小松基地および第6航空団の参加の中止を強く求めるものです。

　安倍内閣は7月1日に、「集団的自衛権行使容認の閣議決定」を行いました。集団的自衛権の行使は、日本を守るものではなく、他国を守るための戦闘行為に参加するもので、憲法9条に真っ向から反するものです。歴代自民党政治が国民に示してきた「憲法は集団的自衛権の行使を認めていない」とする見解を、一内閣による憲法解釈の変更によって覆すことは、立憲主義の否定です。絶対に認められません。

　同時に国会に関連法案の提出も行っていない中、集団的自衛権行使を前提とした、いかなる訓練も認められないことも明白です。ところがこの間日本の自衛隊は、2009年7月米国アラスカ州沖での多国籍軍事演習に参加した際、日本ではその所有が禁止されている戦略爆撃機（Ｂ52）と一体となって訓練を行っています。集団的自衛権の行使を前提とした訓練そのものであり、きわめて重大です。さらに10月7日に発表された「日米軍事協力の指針（ガイドライン）では、この「閣議決定」を「適切に反映する」として、①「周辺事態」という概念を払い地球的規模で自衛隊を派遣する、②「後方地域」という概念をなくし、「戦闘地域」での活動を可能にしていることなど重大な内容となっています。今日計画されている日米の軍事一体となった一連の訓練は、こうした危険な狙いをもって行われるものであり、同時に沖縄の負担軽減の名目も成り立たない（現実には嘉手納基地では外来機の飛来で騒音被害は拡大している）重大なものであり、断じて認めるわけにはいきません。「戦争する国づくり」は許せません。そして小松基地周辺での騒音被害の拡大は許されず、依然として頻発する米軍による犯罪の危険に市民をさらすことも許されません。

　以上の理由から、今回発表された日米共同訓練に強く抗議するとともに、小松基地および小松基地所属の第6航空団を含むいっさい戦闘機、救難機の参加を中止するよう強く求めます。